

鹿沼市犯罪被害者等支援条例（案）概要

施策の体系

【目的】

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等への支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援の基本となる事項を定め、必要な支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義】 ①～⑧の用語の意義を定める。

①犯罪等 ②犯罪被害者等 ③市民 ④事業者 ⑤市民等 ⑥関係機関等 ⑦二次的被害 ⑧犯罪行為

【基本理念】

- ①犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行う。
- ②犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行う。
- ③二次的被害を受けることのないよう、その個人情報の取扱いについて十分に配慮して行う。

【市の責務】

- ①関係機関等との適切な役割分担を踏まえ各種支援を実施する。
- ②関係機関等との連携。

【市民等の責務】

- ①犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等への支援の重要性・必要性への理解及び協力。
- ②犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮する。

【相談及び情報の提供等】

- ①犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、直面している各般の問題に係る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。
- ②犯罪被害者等への支援に関する相談、情報の提供等を行うための窓口を設置する。

【見舞金の支給】

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給する。

【安全の確保】

関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないようその安全を確保するため、防犯に係る指導、個人情報の適切な取扱いの確保等の必要な支援を行う。

【民間団体の支援】

犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行う。

【市民等の理解の増進】

犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等の必要な支援を行う。

【支援の制限】

社会通念上支援を行うことが適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等への支援を行わない。